様式第一(第一条第一項関係) (日本工業規格A列4番)

(第一面)

計画書

平成 29 年 4 月 1 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は

主たる事務所の所在地 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 提出者の氏名又は名称 株式会社国土交通

代表者の氏名 代表取締役社長 国土 太郎

設計者氏名 株式会社建築設計 一級建築士事務所

設計 太郎 印

囙

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項(同法第15条第2項の規定により 読み替えて適用される場合を含む。)の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しま す。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄			適合判定通知書番号欄			決裁欄
年	月	日	年	月	日	
第		号	第		号	
係員印			係員印			

[建築主等に関する事項]

【1. 建	基築主 】		
【イ.	氏名のフリガナ】	カフ゛シキカ゛イシャコクト゛コウツウ タ゛イヒョウトリシマリヤクシャチョウ コクト゛タロウ	
【口.	氏名】	株式会社国土交通 代表取締役社長 国土 太郎	
【八.	郵便番号】	000-0000	
【二.	住所】	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号	
【ホ.	電話番号】	03-0000-0000	
【2.代	(理者】		
【イ.	資格】	(一級) 建築士 (大臣) 登録第 000000	号
[口.	氏名】	設計 太郎	
【八.	建築士事務所名】	(一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 0000	号
		株式会社建築設計 一級建築士事務所	
【二.	郵便番号】	111-1111	
【ホ.	所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	
[<i>^</i> .	電話番号】	03-1111-1111	
【3. 該)計者】		
(代表と	:なる設計者)		
【イ.	資格】	(一級) 建築士 (大臣) 登録第 000000	号
【口.	氏名】	設計 太郎	
【八.	建築士事務所名】	(一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 0000	号
		株式会社建築設計 一級建築士事務所	
【二.	郵便番号】	111-1111	
【ホ.	所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	
[<i>^</i> .	電話番号】	03-1111-1111	
【 卜.	作成した設計図書	全ての設計図書	
	1の設計者)		
	資格】	(一級) 建築士 (大臣) 登録第 999999	号
_	氏名】		
(八.	建築士事務所名】	(一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 0000	号
	_	株式会社建築設計 一級建築士事務所	
	郵便番号】		
	所在地】		
	電話番号】		
【 卜.	作成した設計図書	意匠図	
	No. 14. 3		_
_	資格】		号
	氏名】		
【八.	建築士事務所名】	() 建築士事務所() 知事登録第	号
_		株式会社設備設計	
【二.	郵便番号】	111-9999	

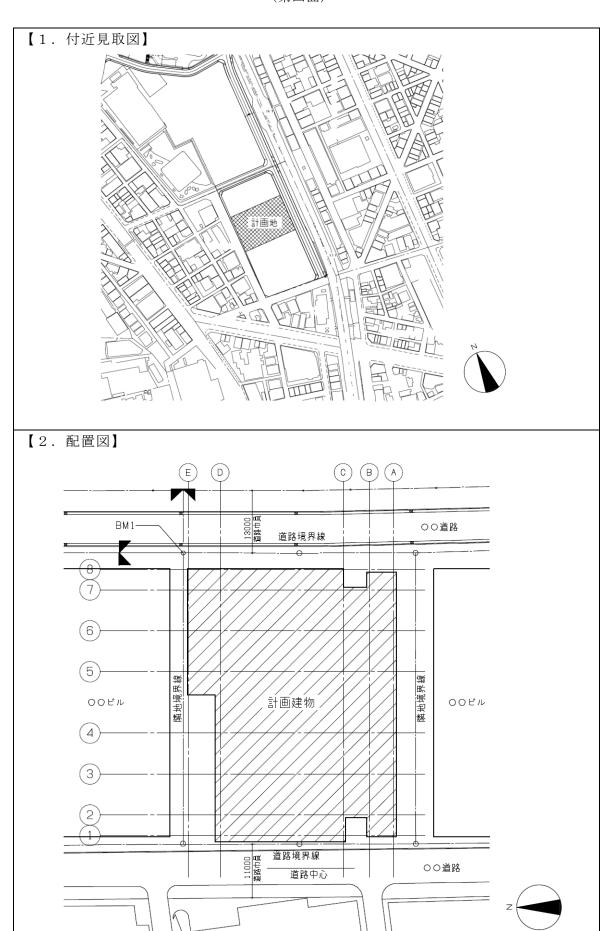
【ホ. 所在地】	東京都新宿区西新宿一丁目1番1号
【へ. 電話番号】	03-9999-9999
【ト. 作成した設計図書】	設備図
【4.確認の申請】	
□申請済 ()	
■未申請 (東京都)	
【5. 備考】	

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

「建築物及びその敷地に関する事項」

[建築物及びでの放地に関する事項]
【1. 地名地番】 東京都〇〇区
【2. 敷地面積】 1,652.95 m²
【3. 建築面積】 1,237.50 ㎡
【4. 延べ面積】 10,814,18 ㎡
【5. 建築物の階数】 (地上)9 階、(塔屋)1 階、(地下)1 階
【6. 建築物の用途】 ■非住宅建築物 □複合建築物
【7.工事種別】 ■新築 □増築 □改築
【8. 構造】 鉄骨鉄筋コンクリート造 一部 鉄筋コンクリート造、鉄骨造
【9. 該当する地域の区分】 6 地域
【10. 工事着手予定年月日】平成 29 年 6 月 1 日
【11. 工事完了予定年月日】平成 31 年 3 月 31 日
【12. 備考】



[非住宅部分に関する事項]

【1. 非住宅部分の用途】事務所、飲食店						
【2. 非住宅部分の反	末面積】	(床面積)	(開放部分	を除いた部分の床面積)
【イ.新築】		(10, 814. 18	m^2)	(10,814.18 m ²)
【口. 增築】	全体	(m^2)	(m^2)
	増築部分	(m^2)	(m^2)
【八.改築】	全体	(m^2)	(m^2)
	改築部分	(m^2)	(m^2)
【3. 基準省令附則第	第3条の適月	月0	の有無】	口有	■無	
竣工年月日	年		月		日 竣]	<u>.</u>
【4. 非住宅部分のコ	エネルギー	肖耆	貴性能 】			
□基準省令第1	条第1項第	1 -	号イの基準	■基	準省令第1	条第1項第1号ロの基準
基準一次エネ	基準一次エネルギー消費量 GJ/年					
設計一次エネルギー消費量 GJ/年						
BEI (0.93)						
□国土交通大臣が認める方法及びその結果						

[住宅部分に関する事項]

【1. 建築物の住戸の数】			戸			
【2. 住宅部分の床面積】	(床面積)	(開放	:部分を	除いた部分の床面積)
【イ.新築】	(m^2)		(m^2)
【口. 增築】 全体) 2		m^2)		(m^2)
增築 部分) (m^2)		(m^2)
【八.改築】 全体) 2		m^2)		(m^2)
改築部分) (m^2)		(m^2)
【3. 基準省令附則第2条の適用	目の有	「無】 [□有	□無		
認定を受けた所管行政	で庁の	名称()	
【4. 基準省令附則第4条の適用	目の有	「無】 [□有	□無		
竣工年月日 年	Ē	月		日	竣工	
【5. 住宅部分のエネルギー消費	責性 能	a]				
□基準一次エネルギー消費	量量	GJ/	/年			
設計一次エネルギー消費量 GJ/年						
BEI ()						
□一次エネルギー消費量に関する仕様基準 共用部分の基準一次エネルギー消費量 (GJ/年)						
共用部分の設計一次エネルギー消費量(GJ/年)
□国土交通大臣が認める方法及びその結果						
()	
【6. 備考】						

[住戸に関する事項]

[1.	住戸の番号】			
[2.	住戸の存する階】	階		
【3.	専用部分の床面積】	m²		
【4.	住戸のエネルギー消費性能】			
1.	外壁、窓等を通しての熱の損失の	防止に関する	事項	
	□外皮平均熱貫流率	$W/(m^2 \cdot K)$	(基準値	$W/(m^2 \cdot K))$
	冷房期の平均日射熱取得率		(基準値)
	□外壁、窓等を通しての熱の損失	の防止に関す	る仕様基準	
	□国土交通大臣が認める方法及び	その結果		
	()
	□基準対象外			
2.	一次エネルギー消費量に関する事	項		
	□基準一次エネルギー消費量	GJ/年		
	設計一次エネルギー消費量	GJ/年		
	B E I ()			
	□一次エネルギー消費量に関する	仕様基準		
	□国土交通大臣が認める方法及び	その結果		
	()